

日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費に関する業務委託実施要項

令和 6 年 4 月 1 日
総合教育政策局長決定
令和 8 年 2 月 6 日一部改正

1 趣 旨

我が国に在留する外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要になっている。

このため、日本語教師の国家資格及び制度実施により日本語教育の水準の維持向上を図ることを目的とし、当該制度を確実に実行するため、システムや情報掲載サイト等の環境整備を実施するものである。

2 委託業務の内容

文部科学省は上記 1 の趣旨を実現するため、以下の業務を委託して実施する。

- (1) 日本語教員試験実施業務
- (2) 日本語教員試験の改善に係る業務
- (3) 日本語教育機関の認定制度等の運用のための情報掲載サイト構築・運用保守業務
- (4) 上記 (3) の業務を円滑に実施するための工程管理支援業務
- (5) 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務
- (6) その他付随する業務

3 業務の委託先

委託業務の内容を実施することが適当と考えられる、法人格を有する団体（以下「団体等」という。）。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から同年度の 3 月 31 日までの期間で、契約書で定める。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記 (1) により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したとき又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日まで、文部科学省に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定めるところによる。

附 則（令和8年2月6日）

令和8年3月31日までの委託契約締結分について、同要項中「日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費に関する業務委託」とあるのは「資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上に関する業務委託」と読み替える。